

総税企第2号
令和元年5月7日

各道府県税務主管部長
殿
東京都総務・主税局長

総務省自治税務局長
(公印省略)

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」の一部改正について

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について（平成15年11月11日付け総税企第179号）」の一部を下記のとおり改正しますので通知します。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第1号様式中「平成」を「令和」に改める。

本通知による改正後の規定は、令和元年5月7日から施行する。